

令和5年度 西伊豆町教育委員会第9回定例会

- 1 開催日 令和6年1月17日(水) 午後1時30分～午後2時
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員(職務代理)、眞野有吏委員、影山やえみ委員、長島宗紀委員  
[事務局 朝倉通彰、松田恵一]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和5年度第9回の定例会を開催いたします。

まず、議事録の承認についてですが、令和5年11月16日開催の第8回定例会の議事録については、私と影山委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教育長：ありがとうございます。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、長島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(長島委員：了解)

教育長：それでは議題に入ります。第12号議案「西伊豆町指定文化財の指定に関する諮問について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

松 田：それでは文化財の指定に関することについて説明したいと思います。浮島の岩脈群ということですがこちらは伊豆半島ジオパークに認定されているものでございます。配布資料の説明文をご覧ください。地下深くからマグマが地表を目指して移動するとき、上昇するマグマは亀裂を作りながら亀裂の中を移動してきます。そのため、マグマが移動した後は、亀裂の中でマグマが固まり、板のような形をした「マグマの通り道」ができます。こうした板状のマグマの通り道のことを「岩脈」といいます。浮島海岸では、かつての海底火山にマグマを供給したマグマの通り道である岩脈群を観察することができます。何回も繰り返し上昇したマグマは、地下にたくさんの岩脈を作り出しました。地下にあった岩脈群は、伊豆と本州の衝突に伴って隆起しました。その後、岩脈のまわりにあった柔らかい地層が侵食され、硬い岩脈が背びれのようにして地上に姿を現しました。海岸にそびえたつ板状の奇岩のひとつひとつがかつてのマグマの通り道です。地上にそびえ立っている岩脈群のことを別の言い方では「柱状節理」といいます。このようなことでですね、町として調査した結果、町指定文化財としての価値があると判断したため、指定登録を進めたいと思っております。

教育長：それではただいまの第12号議案について何かご意見、ご質問がありましたらお

願います。

高橋委員：堂ヶ島の方はずっと昔から指定されているよね。連なってるよね。こっちは今まで指定はなかったの。

松 田：名勝伊豆西南海岸としては指定があったのですが、個々の指定はなくてですね、その中の岩脈群ということで指定した方がいいんじゃないかということがありまして、それで今回指定させていただきます。

朝 倉：西伊豆町の文化財総覧というのがあるんですけど、この後ろの方にですね、指定登録文化財に準ずる文化財一覧というのがあります。その中にジオパーク関連文化財ということで、浮島の柱状節理というのが掲載されています。ただですね、他のジオパーク関連はどうなんだってことに今後なってくると思うんですね。ですので、この辺りも今回の柱状節理を皮切りに引き続き文化財登録を進めて行くということを考えて行ったらどうかということでございます。

教 育 長：自然のつくりの中で、本州と伊豆がぶつかった大変貴重なものだという事ですね。その他何かご意見やご質問はありませんか。

教 育 長：それでは、第12号議案「西伊豆町指定文化財の指定に関する諮問について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。  
(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第12号議案は可決されました。

教 育 長：続きまして、第13号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する諮問について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

松 田：引き続きまして第13号議案になります。こちらにつきましては、東福寺の五百羅漢というものになります。こちらは、中区の東福寺天井内に漆喰で書かれた五百羅漢になります。東福寺住職の小池正道様から指定の申請を受けたものです。添付資料をご覧ください。県道59号線沿いの東福寺本堂内の天井には、漆喰の鏝絵で五百羅漢像が描かれています。羅漢とは仏道の修行者、悟りを開くための修行僧のことです。天井画は四方に「天女」を配し、中央にある「八方睨みの龍」をぐるりと囲む形で五百羅漢が立体的に描かれています。施主は、西伊豆町出身の東福寺檀家で、東京神田で料理店を営んでいたそうです。御両親の冥福を祈るため、約100年前に本堂天井の鏝絵を依頼し、田村利光氏（通称のん兵衛安さん（孀山））が4年8カ月の歳月をかけて完成させました。田村利光氏は入江長八の弟子で、息子の田村恵稔氏と共に、仁科にある旧山田医院を宿所として製作にあたりました。このようなことですね、町として調査した結果、町指定文化財としての価値があると判断したため、指定登録を進めたいと思っております。以上、説明とさせていただきます。

教 育 長：それでは何かご意見、ご質問はございませんか。

長島委員：これがもし指定された場合は、今後例えば修理とかが必要になった場合、西伊豆

町が少し補助してくれるとかあるんですか。

松 田：町の指定文化財は町になってますので、その予算を取っていくことになるかと思うのですが、その前に東福寺さんの方からいくらか補助をお願いします。という話がないと難しいと思います。

長島委員：ちょっと大変な物のような気がするのですが。こっちで治せませんか。

松 田：基本的には管理者さんが治すことになります。

教育長：文化財になると勝手に何かするというのもできなくなるというような制約は出てこない。

松 田：指定文化財にするとやはり文化財の格が上がってというか、そういう形で人を呼びやすくなったりとかというのでも出てくるものですから、そういう所で指定を進めていくというのもあるのですが。令和3年度に名勝伊豆西南海岸の保存活用計画といいまして、文化財というのは今までは保存管理計画というもので管理されていたんですけど、今後は外に発信して行ってくださいということにして、先ほどの浮島の関係も今後町の指定文化財として活用していきたいということです。

長島委員：五百羅漢は今までなっていなかったってことですね。文化的な一つかなと。

教育長：時々観光バスが来たりしてますね。

長島委員：そうですね。

高橋委員：中々立派ですよ。あの漆喰は。あまり知られてないんじゃないかなあ。西伊豆町の中でも。

影山委員：旧賀茂村の人が知らない。私は法事で行ったことがあるので知ってますけど。

長島委員：私も寺院ですけど、これだけのって中々ないです。

高橋委員：本当にすばらしい。

松 田：今は写真が撮れるんですけど、昔はフラッシュを炊くと熱で溶けるよって言われていたらしくてフラッシュを使わせないようにしていたということです。

教育長：他にご意見ご質問はありませんか。

それでは、第13号議案の「西伊豆町指定文化財の指定に関する諮問について」を採決します。

提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第13号議案は可決されました。

本日の議事案件は、すべて終了いたしました。

以上をもって令和5年度第9回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。